

～2023(令和 5)年度 福祉・介護職員処遇改善実績報告～

社会福祉法人 風舎 事務局

当法人は、福祉・介護職員処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等支援加算の取得を行い、障害施設における福祉・介護職員並びにその他職員の処遇改善を実施しております。

主な処遇改善実施内容は、以下のとおりです。

■ 処遇改善加算

(1) 処遇改善手当

<支給対象者>

生活支援員、職業指導員、世話人、夜間支援従事者。

※上記以外の職員（管理者・サービス管理責任者・事務員除く。）は法人が負担する。

<支給額>

・正職員……………月額 11,000 円

・パート職員………時給@30 円～60 円×月労働時間（基本給に含む）

(2) 基本給昇給額

<支給対象者>

生活支援員、職業指導員、世話人、夜間支援従事者。

※上記以外の職員（管理者・サービス管理責任者・事務員除く。）は法人が負担する。

<支給額>

・正職員……………月額 1,000 円～6,500 円（基本給に含む）

・パート職員………時給@10 円×月労働時間（基本給に含む）

(3) 資格手当

<支給対象者>

下記資格を保有し、業務に従事する職員。

① 社会福祉士、② 精神保健福祉士、③ 正看護師、④ 介護福祉士、⑤ 准看護師

<支給額>

・上記資格①・②・③………月額 15,000 円

・上記資格④・⑤……………月額 10,000 円

※週所定労働時間 20 時間未満の場合は、上記月額の 2 分の 1 支給とする。（給与規程）

(4) 特別業務手当

<支給対象者>

・重度利用者の支援を担当する職員

・就労継続支援 B 型における目標工賃達成指導員

<支給額>

月額 5,000 円

※週所定労働時間 20 時間未満の場合は、上記月額の 2 分の 1 支給とする。（給与規程）

(5) 子ども手当

<支給対象者>

健康保険の被扶養者に該当する 18 歳未満の子を扶養している職員

<支給額>

子 1 人につき 5,000 円 (上限 20,000 円)

■ ベースアップ等支援加算

<支給対象者>

全職員

※職業指導員・生活支援員・世話人・夜間支援従事者・管理者・サービス管理責任者・
看護師・事務員・調理員

<支給額>

正職員……………基本給×3% (100 円未満切上げ)

パート職員……………時給@10 円～20 円×月労働時間 (基本給に含む)

■ 特定処遇改善加算

<支給対象者>

① 経験・技能のある障害福祉人材

- ・経験・技能があると認められる者
- ・勤続年数 6 年以上の者
- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格保有者
- ・管理者、サービス管理責任者

② 他の障害福祉人材Ⅰ

上記①に該当しない障害福祉人材

③ 他の障害福祉人材Ⅱ

上記②の人材のうち、週所定労働時間 20 時間未満の者又は勤続年数 1 年未満の者

<支給額>

配分割合 (①：②：③ = 3：2：1) による算出額

★「一時金」による支給とする。

■ 「処遇改善加算」・「ベースアップ等支援加算」の余剰額の取扱い

<支給対象者>

各加算の支給対象者

<支給額>

・「処遇改善加算」

週所定労働時間を基にした配分割合による算出額

・「ベースアップ等支援加算」

・正職員……………基本給×掛率

・パート職員……………週所定労働時間を基にした配分割合による算出額

★支給方法…「一時金」による支給

以上